甲佐町議会運営システム構築業務委託

公募型プロポーザル実施要領（案）

**１　趣旨**

　この要領は、甲佐町（以下「町」という。）が導入する議会運営システムに関し、円滑なシステム構築と導入後のシステム運用管理に必要な仕組みを一体的に行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）で選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

**２　業務の概要**

⑴　業 務 名　甲佐町議会運営システム構築業務委託

⑵　業務内容　甲佐町議会運営システム構築業務委託仕様書」（別紙。以下「仕様書」という。）による。

⑶　委託期間　令和4年9月上旬から令和5年3月28日まで

⑷　発 注 者　甲佐町長　奥　名　克　美

⑸　支払条件　前払いなし

⑹　予定価格　金30,000千円（税込）

**３　参加資格**

　　プロポーザル参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

* 1. 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
  2. 国税、地方税等を滞納していないこと。
  3. 地方自治法施行令(昭和22 年政令第16 号)第167 条の4 第1 項又は第2 項に規定する者でないこと。
  4. 会社法(平成17 年法律第86 号)第475 条若しくは第644 条の規定に基づく清　算の開始、破産法(平成16 年法律第75 号)第18 条若しくは第19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14 年法律第154 号)第17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11 年法律第225 号)第21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
  5. 企画提案書の提出期限において、国、地方公共団体又は甲佐町から指名停止措置を受けていないこと。
  6. 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等関係者でないこと。
  7. 町が要求する機能や要件等を満たすサービスを提供できること。
  8. 提案しようとする議会運営システムが、国又は地方公共団体(国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人等をいう。)への導入実績があり、稼働(契約を締結した稼動予定をむ。)していること。

**４　参加申し込み**

このプロポーザル方式に参加し、提案書等を提出するものは、参加申込書を提出しなければならない。

⑴　提出期限

　　　令和4年〇月〇日（〇）午後5時

⑵　提出先

〒861-4696　熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

甲佐町議会事務局

電話　096-234-1198（直通）　FAX　096-234-1800

⑶　提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

⑷　提出様式

　　　プロポーザル参加申込書（様式第1号）

⑸　辞退の場合

プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

**５　企画提案書等の提出期限等**

⑴　提出期限

　　　令和4年〇月〇日（〇）午後5時

⑵　提出先

〒861-4696　熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

甲佐町議会事務局

電話　096-234-1198（直通）　FAX　096-234-1800

⑶　提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

⑷　提出部数

本要領7（1）について、次のとおり提出すること。

・②、④、⑤　　　　　　　　　2部（正本1部、副本1部）

・①、③、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩　7部（正本1部、副本6部）

**６　質問及び回答**

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問用紙（様式第9号）に記載し、電子メールで提出すること。また、提出時には、別途、電話により甲佐町へ電子メールの受信確認を行うこと。

⑴　提出先

甲佐町議会事務局　gikai01@kosa.kumamoto.jp

⑵　メールタイトル

甲佐町議会運営システム構築業務委託に関する質問

⑶　期限

・質問受付期限　令和〇年〇月〇日（〇）午後5時

・質問回答期限　令和〇年〇月〇日（〇）午後5時

⑷　回答方法

参加申込書（様式第1号）を提出している者全てに電子メールにて回答する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

**７　企画提案書等の作成要領**

企画提案書等の提出書類は次のとおりとする。なお、規格は、Ａ4版片とじ・縦型・横書き・片面とし、目次及び頁番号をつけること。また、正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないように留意すること。

⑴　提出書類

　　①　企画提案書（様式第2号）

　　②　誓約書（様式第3号）

　　③　会社概要等（様式第5号）

　　④　登記簿謄本の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）

　　⑤　国税、地方税（県税・市町村税）に未納がないことを証明する書類（3ヶ月以内に発行されたもの）

　　⑥　本業務の実施体制（様式第6号）

　　⑦　議会運営システム構築業務に関する提案書（任意様式）

　　　　※「事業概要」、「スケジュールを含む事業の具体的な進め方」について記載すること。

⑧　システム使用時の簡易操作マニュアル等

⑨　業務に関する実績（様式第7号）

　　⑩　提案価格（様式第8号）

⑵　その他

　　①　提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

　　②　提出された書類は返却しない。

　　③　提出された書類は提案内容の審査及び契約予定者の特定以外の目的には使用しない。

**８　プレゼンテーションの開催**

プレゼンテーションについては、次のとおり行うこととする。

⑴　開催日時

　　　令和4年〇月〇旬（予定）

※ただし、日時については、参加業者数等により変更する場合もあるため、日時及び場所等の詳細については別途連絡する。

⑵　発表時間

　1事業者あたり30分以内

（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

⑶　審査会場への入場者

1事業者あたり２名以内

⑷　その他

・追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いたプロジェクター投影による説明は可能とする。

・プロジェクターの使用を希望する場合は、事前に甲佐町担当者と協議すること。

**９　選定について**

⑴　第1次審査（書類審査）

* 提出書類による書面審査を実施する。
* 審査結果については、令和4年〇月〇日（〇）までに全事業者に対し、通知する。

⑵　第2次審査（プレゼンテーション）

審査は、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、選定委員会において、次の（3）に記載の審査項目ごとに審査を行うものとする。

⑶　審査項目と配点

審査項目及び各項目の配点は、別紙「甲佐町議会運営システム構築委託審査基準」のとおりとする。

⑷　総得点が同点の場合の措置

総評価点が同点の場合は、審査委員ごとに高い評価点を多く得た者を上位とする。また、高い評価点の数が同じ場合は、委員会の協議によって順位を決定することとする。

⑹　選定について

・　選定委員会終了後、各提案者に対して文書にて通知する、なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。

・　審査の結果、契約予定者として決定した者と町との協議により契約を締結するが、本プロポーザルでの内容や提案価格等が最終決定ではないため、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議の上、契約を締結する。

・　契約予定者は、契約締結前の協議において、改めて見積書を提出するものとする。この場合、見積額は原則として提案書の提案価格（様式第8号）の範囲内とする。

・　参加者が1事業者であった場合でも、本業務における事業者選定は有効とする。

**10　失格事項**

参加者及び契約予定者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プロポーザルの参加資格又は契約予定者の決定を取り消すものとする。

⑴　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき

⑵　提案書作成に係る不正行為が認められたとき

⑶　参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさなくなったとき

⑷　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき

⑸　前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき

**11　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 日　時 |
| 公募開始 | 令和4年〇月〇日（〇） |
| 質問の受付期限 | 令和4年〇月〇日（〇）午後5時迄 |
| 質問の回答期限 | 令和4年〇月〇日（〇）午後5時迄 |
| 参加申込書の提出期限 | 令和4年〇月〇日（〇）午後5時迄 |
| 企画提案書提出期限 | 令和4年〇月〇日（〇）午後5時迄 |
| 第1次審査結果通知 | 令和4年〇月〇日（〇）予定 |
| 第2次審査（プレゼンテーション） | 令和4年〇月〇旬 |
| 審査結果通知 | 令和4年〇月〇旬 |
| 契約締結 | 令和4年〇月〇旬 |
| 運用開始 | 令和5年3月上旬予定 |

**12　その他留意事項**

⑴　採用されなかった企画提案書等は、提出者に返却しないものとする。

⑵　提出した企画提案書等を甲佐町の了解なく公表、使用してはならない。

⑶　企画提案書等の作成・提出やプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負　　　　担とする。

⑷　受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備に努め、事業完了後においても10年間保存するものとする。

⑸　本要領に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、甲佐町と受託者の協議によりこれを解決するものとする。

⑹　受託者は、本事業を一括して再委託することはできないものとする。ただし、書面により甲佐町の承諾を得たときはこの限りでない。

**13　問い合わせ先**

　　　甲佐町議会事務局

　　　住　所：〒861-4696　熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

　　　電話　096-234-1198（直通）

　　　FAX　096-234-1800

　　　E-mail ：[gikai01@kosa.kumamoto.jp](mailto:gikai01@kosa.kumamoto.jp)